



子どもと若者の セーフガーディング に関するグローバル・ポリシー

～子どもと若者が

安全で守られる環境づくりのために～

2017年11月 プラン・インターナショナル・メンバー総会にて承認

適用範囲

本ポリシーは、グローバル・ポリシーとして以下のすべての組織に適用されます。

- a. Plan International, Inc. (PII)——英国の本部（運営は PII の下部組織(subsidiary)である英国の Plan Limited を通じて行っている）とすべてのプラン・インターナショナル活動国統括事務所(country offices)、プラン・インターナショナル地域統括事務所(regional offices)、プラン・インターナショナル連絡事務所(liaison offices)、およびその他 PII の支所(branches)または下部組織(subsidiaries)として活動する事務所を含みます。
- b. PII との間でメンバー契約およびライセンス契約を締結したすべての支援国事務局(national organisations)
- c. グローバル・ポリシーの適用を受けることに合意したその他すべての組織

(本ポリシーでは、まとめて「プラン・インターナショナル組織」または「私たち」と呼ぶこともあります。)

PII を含むすべてのプラン・インターナショナル組織は、本グローバル・ポリシー遵守のための手続き方法を定めることが求められています。その手続き方法は、プラン・インターナショナル組織の職員（および／または、それが適切な場合は、プラン・インターナショナル組織との契約者とその他のパートナー）による本グローバル・ポリシーの遵守を可能にするため、プラン・インターナショナル全体に適用される手続、規則その他の規制に適合しなければなりません。また、プラン・インターナショナルが存在する国の法や慣習が上述のプラン・インターナショナル全体に適用される手続、規則その他の規制より高い基準を要求している場合は、当該プラン・インターナショナル組織はその手続き方法を、当該国が定めている高い基準や要件に見合うものにすることができます。

女の子(Girls)

本グローバル・ポリシーは、24歳までの女の子と若い女性にとくに焦点を当てています。女の子はとくに弱い立場に置かれており、性暴力・ジェンダーに基づく暴力など、ある特定の形態の暴力のリスクにさらされています。女の子に対する暴力は、本グローバル・ポリシーで述べられているような、私たちの掲げる価値や原則に反するだけでなく、私たちの活動の目的にも真っ向から対立します¹。そのため私たちの関心はとくに、女の子たちが私たちのプログラムやプロジェクト、イベント、プロセスに関わった結果として、危害、虐待、搾取、その他の形態の暴力を経験することがないようにすることにあります。さらに、女の子の安心・安全を脅かすような懸念に対する私たちの対応、即ち、私たちの「セーフガーディング」のアプローチは、確実にジェンダーに対応したものである必要があります。

若者(Young People)

私たちは若者と協力して活動を行っているので、本グローバル・ポリシーの保護適用範囲は、私たちの若者関連の活動を通して私たちが支援し、または交流している若者に及びます。若者たちの保護に関しては、独特の考慮を必要とする、特有のニーズがあると私たちは認識しています。例えば、私たちとともに活動したり、私たちのイベントに参加したりする若者の中には法律上の成人年齢を超えており、許容される活動において受けるべき法的保護が少ない人も含まれているかもしれません。それでも尚、暴力からの保護を必要とする可能性はあり、そういった場合私たちには彼らを保護する責任があります。

目的

プラン・インターナショナルは、子どもや若者に対する暴力が世界全体のすべての社会に広がっていると認識しています。子どもに対する暴力には、身体的または精神的な暴力、傷害、虐待、ネグレクトつまり育児放棄的な対応、性的虐待などがあります。さらに子どもと若者は、たとえばジェンダーや性的指向、種族的出身、心身障がい、年齢、病気などの理由のために弱い立場に置かれたり、リスクにさらされたりする可能性があります。

¹ 男の子も性的虐待・搾取に対して弱い存在ですが、被害者として報告されている圧倒的多数が女の子です。

プラン・インターナショナルは、子どもに対する暴力をなくすことに全力で取り組んでおり、私たちには、ジェンダーに対応した、子どもと若者、とくに私たちがいっしょに活動したり交流したりする子どもと若者が安心・安全に過ごせる環境づくり（「セーフガーディング」）を促進する義務があると理解しています。

本ポリシーの目的は、以下のことを確実に実現することです。

- 私たちの組織で働いたり私たちと関与したりする人すべてが、子どもと若者が暴力にさらされないようにするための、また私たちの目的達成につながるような形で子どもや若者に積極的に関わるという責任を果たすための、スキルや自信、理解をもち、十分にサポートされていること。
- プラン・インターナショナル職員、プラン・インターナショナル関係者、プラン・インターナショナル訪問者または組織としての私たちの行為や振る舞いが、結果として子どもや若者に対する暴力につながったり、彼らをそのリスクにさらしたりすることになることを防ぎ、それに対処する手続きを構築していること。
- 私たちとともに活動する子どもと若者が、「私たちが、プラン・インターナショナル職員、プラン・インターナショナル関係者、プラン・インターナショナル訪問者の行動や振る舞いが原因で子どもと若者に危害がもたらされることを防ぎ、それに対処する責任を有する」ということを認識し、そのような出来事を報告する手段を知っていること。

声明

私たちは、ジェンダーに対応しながら、すべての子どもと若者をあらゆる形態の暴力から守ることに全力で取り組んでいます。私たちは、組織として、私たちや、私たちを代理する誰もが、決して子どもや若者に対して危害を及ぼしたり、虐待を行ったり、いかなる暴力行為も行ったりしない、そして子どもや若者をそのような危険にさらさないという責任と義務を非常に重要視しています。

私たちは、セーフガーディングに関する具体的なニーズを認識・尊重し、これに対処して、子どもと若者にとって安全な慣行、アプローチ、支援、環境を促進します。また、ジェンダー・アイデンティティ、異なるアイデンティティの保護を危険にさらすリスクに対応します。私たちは不平等、差別、排除に立ち向かい、それらを容認しません。

私たちは、保護や精神的・社会的支援を必要とする可能性のある子どもと若者に対処し、彼らの福祉と最善の利益が最優先となることを目指します。

私たちは、私たちとともに活動したり私たちに関与したりする人たちがすべて、子どもと若者が安全で守られる環境づくり（「セーフガーディング」）に関する自分たちの役割と責任を理解し、それを果たすための支援を受けるようにします。私たちは、子どもと若者にとって危険な要因になる可能性のある者が私たちと関わりをもつことを阻止するために積極的な行動をとるとともに、子どもに対して暴力行為を行うプラン・インターナショナル職員、プラン・インターナショナル関係者、プラン・インターナショナル訪問者に対して厳しい措置をとります。

私たちは、子どもと若者を守るための活動に、子どもと若者たち自身が積極的に参加するよう促します。

適用要件

本グローバル・ポリシーは、その実施の指針となる以下の一連の原則に裏付けられています。

1. 18歳未満のすべての子どもと若者は、国連児童の権利に関する条約（「子どもの権利条約」）第19条で宣言されている、いかなる形態の暴力からも保護される平等な権利を有しています。さらに、世界人権宣言は、あらゆる年齢の人々の基本的人権、尊厳、価値、平等の権利を認めており、従って18歳から24歳の若者も含まれます。

2. 子どもと若者の人権は尊重され、年齢、性別、ジェンダー、性的指向、国籍、種族的出身、肌の色、人種、言語、宗教的もしくは政治的信条、婚姻歴、心身障がい、身体的もしくは精神的健康状態、家族、社会・経済的もしくは文化的背景、階級、または法律違反の前歴その他の背景事情もしくはアイデンティティにかかわらず、すべての人に適用されます。不平等、排除、差別は異議を唱えられ、容認されません。
3. すべての子どもと若者は、自分の潜在能力を十分に発揮するよう促され、かつ許容されなければなりません。子どもと若者に関する意思決定は、できるだけ子どもと若者を参加させ、そういった決定が彼らにどのような影響を及ぼすかに十分な配慮がなされ、彼らの最善の利益になるよう行なわれます。子どもたちは、自分たちの意見を述べるよう促され、その意見は彼らの年齢と成熟度に応じてしかるべく考慮されます。
4. 私たちには、子どもと若者、とくに弱い立場にある子どもと若者に配慮して保護し、確実に彼らに危害が及ばないようにする責任があります。
5. 私たちは、プラン・インターナショナルと接触をもつ子どもと若者に対して特別な責任があります。チャイルドとしてであろうと、私たちのプログラムやプロジェクト、イベント、プロセス、またはコースアドバイザーパネルの参加者としてであろうと、または資金を集めたり人を動員したりするためのキャンペーンの一部としてであろうと、私たちに関与したり、関係したり、接触したりした結果として、意図的であるか否かを問わず、誰ひとりとして危害を被るようなことがあってはなりません。
6. 私たちには、子どもと若者が、自分たちの安全を脅かすあらゆるものから守られる権利について学び、それをより上手く行使できるように彼らに情報を与え、この権利の行使を許容する責任があります。私たちは、子どもと若者と協力し、彼らが確実に本ポリシーの本質と私たちのセーフガーディングのコミットメントを理解し、さらにはポリシー違反を報告できる手段も理解できるようにします。私たちはまた、彼らの能力の発達に応じて、プラン・インターナショナル内での子どもと若者の保護に関する方策の策定に彼らに関わるようにします。
7. 私たちは、オープンかつ透明であり、子どもと若者が安全で守られる環境づくり（「セーフガーディング」）に責任を負います。安全を脅かす懸念についてはこれを提起し、議論することができ、不十分な慣行や不適切な振る舞いには異議を唱え、対処することができ、子どもや若者、その家族に対して私たちが確実に責任を負いつづけることができるように、私たちのセーフガーディング基準を継続的に精査し、強化していきます。
8. 私たちは、子どもや若者の安心・安全を脅かす懸念に対しては行動を起こし、私たちの行為が時宜に合った、適切かつ子どもや若者を中心に置いたものであるようにし、彼らのジェンダーや、その他の具体的な保護に関するニーズや、弱い立場であることを考慮に入れるようにします。
9. 私たちは、他の機関と連携して、プラン・インターナショナルに関与している組織やより広いコミュニティの中での子どもと若者が安全で守られる環境づくり（「セーフガーディング」）を促進することにも取り組みます。
10. 私たちは、支援者になろうとする人または既に支援者である人が、以下のいずれかの事項に該当することを知った場合は、支援者としての申込みや支援者として継続することを許容しません。
 - a. 犯罪を犯して、またはその嫌疑により刑務所・拘留所・留置場その他同様の拘禁施設に収監中であるかまたは仮釈放中である
 - b. 起訴され、判決を待っている
 - c. 有罪判決を受けて刑の執行猶予中である
 - d. 子どもに対して犯罪を犯した経歴を有する
11. 私たちのセーフガーディングの取り組みは、異なるジェンダーやその他のアイデンティティを脅かす具体的なリスクとニーズを認識し、それに対処するものです。そうしたリスクやニーズから生じる可能性があるジェンダー差別や、その他の形態の差別や暴力に対処するために、適切な措置をとります。更に私たちのセーフガーディングの取り組みは、平等・公平、そして究極的には子どもや若者の安全と保護を促進できるようなやり方で、子どもや若者がみずから安全と保護を促進することをサポートし、その過程に女の子が含まれるようにします。
12. 開発と人道的環境の両方における私たちの運営、テーマ構成、プログラム、プロジェクト、活動、支援活動のあらゆる段階において、私たちのセーフガーディングの取り組みはその中心にあります。私たちの活動が確実に、子どもや若者に危害を及ぼさない方法で設計され実施されるようにします。

私たちは、私たちの責務とそれに付随する原則に照らして、子どもと若者の安全と保護を最優先させます。

私たちは、プラン・インターナショナル職員、プラン・インターナショナル関係者、プラン・インターナショナル訪問者が、子どもと若者のセーフガーディングに関する自分たちの責任と要件を満たし、異なるジェンダーやアイデンティティの子どもと若者に対する具体的なリスクと取り組み方を理解し、そして私たちが交流している子どもや若者の安全と保護を高める取り組みに関わるためのサポートを、確実に受けられるようにします。

私たちのセーフガーディングの実施基準は、私たちの運営と支援活動のあらゆる部分にセーフガーディングの考えが確実に組み込まれるようにするための要件を定めるものです。

制裁

本ポリシーの違反は、懲戒手続きと契約関係に従って調査が行われるか、その者が勤務する国の法律の下で犯罪捜査が行われるか、または法的権限を有する機関に付託される可能性があります。違反があった場合、解雇を含む懲戒処分や、契約やパートナーシップ関係の取り決めを含むあらゆる関係の破棄あるいは法的制裁等の制裁が科される可能性があります。

子どもと若者への虐待が疑われる根拠ある懸念が提起されたものの、調査の結果、それが事実でないと判明したときは、懸念を報告した者に対してはいかなる処分が課されることもありません。しかし、告発が虚偽であったり、悪意をもって行われたりした場合はしかるべき制裁が科されます。

役割と責任

1. すべての職員、関係者、訪問者は：

- a. 子どもと若者が尊重され、支援され、安全で保護されていると感じる環境を築くことに全力を尽くし、貢献します。
- b. 子どもと若者に対する暴力につながるような行動や振る舞いしたり、子どもや若者を暴力のリスクにさらしたりするようなことを決してしません。
- c. 本グローバル・ポリシーの条項を認識し、遵守します。

2. すべての職員は：

- a. セーフガーディングに関する行動規範（付属文書 1）を含む本グローバル・ポリシーを遵守します。
- b. セーフガーディングに関する懸念や本ポリシーの違反は、当該国のプラン・インターナショナルの適用すべき手続きに従って、報告し、それに対処します。

3. 関係者と訪問者は：

- a. 以下のいずれかを遵守することに署名をもって合意しなければなりません。
 - i. セーフガーディングに関する行動規範（付属文書 1）もしくは
 - ii. セーフガーディングに関する行動規範（付属文書 1）を指針として用い、当該国のプラン・インターナショナルのマネジャーによって策定された、関係者や訪問者にかかわる、子どもと若者に対する適切な行動に関するその他の適切なガイダンス
- b. または、関係者と訪問者自身の行動規範を遵守しなければなりません。ただし、その内容が本グローバル・ポリシーに合致していることを、関係者や訪問者と契約するマネジャーが確認したものであることを条件とします。

4. マネジャーは、以下のことが確実に実現するよう努めます。

- a. 私たちが関与・連携・交流している子ども、若者、コミュニティは、子どもや若者に不利になるような出来事が起こっている場合に、それを報告することができるように本グローバル・ポリシーの条項を把握している。
- b. 職員、関係者、訪問者は、自分たちの役割や私たちとの関与に適用されるセーフガーディングの実施基準を認識している。

- c. マネジャーは、子どもや若者にとって安全で、彼らに対する暴力を防ぐような環境を維持するシステムを支援・策定する。
 - d. マネジャーは、本ポリシーが、セーフガーディングの実施基準（付属文書 2）にしたがって、自分の責任の範囲内に確実に完全にに取り込まれているようにする責任がある。
5. **ディレクターは、以下のことが確実に実現するよう努めます。**
- a. 各プラン・インターナショナル組織は、本グローバル・ポリシーに沿った手続ならびに、セーフガーディング案件の報告の要件と報告された案件の処理について、各プラン・インターナショナル内で構築された手法をまとめた「子どもの保護の問題についての報告および対処」と題する、プラン・インターナショナル全体に適用される文書に沿った手続とを構築する。そうした各プラン・インターナショナル組織で構築される手続きは、ローカル・アドバイザーの助言を基に構築され、定期的にアップデートされる。各プラン・インターナショナル組織のポリシーや手続きは、当該プラン・インターナショナル組織所在国の言語を用いて子どもに分かりやすい形式でも作成されなくてはならない。
 - b. 各プラン・インターナショナル組織は、そのプロセス、プログラム、プロジェクト、イベント、活動のみならず、その人々（職員、関係者、訪問者）と彼らに関与する子どもと若者に適応させながらセーフガーディングの実施基準を履行する。
6. 私たちと連携して、子どもや若者を巻き込んだ私たちのプログラム、プロジェクト、プロセス、イベントを実行する**組織は**、 付属文書 2 にある「実際にセーフガーディングを実施するためのガイドライン」を遵守しなければなりません。
7. **プラン・インターナショナル組織はすべて**、セーフガーディングに関する行動規範（付属文書 1 参照）の追跡と監査を義務とすることによって、本ポリシーの遵守を監視します。かかる行動規範の監査は、PII の国際保証部門(Global Assurance Department) が主導します。また、私たちが協力して、子ども、若者、職員、関係者、訪問者が必ず本ポリシーの実施の精査、監視、評価に参加するよう努めます。

用語と定義

本ポリシーで用いられる場合:

「**関係者**」とは、有給か無給かを問わず、プラン・インターナショナル組織との契約によりプラン・インターナショナル組織と連携して活動する個人およびプラン・インターナショナル組織を支援する個人を意味します。「関係者」には、理事、評議員、（地域ボランティアを含む）ボランティア、インターン、支援者(sponsors)、研究者、寄付者、コンサルタント、役務提供者ならびにプラン・インターナショナルのパートナーまたは官公庁（プラン・インターナショナル組織とのパートナーシップ契約に基づいて活動している場合に限る）の職員および代表者が含まれます。

「**子ども**」とは、子どもの権利条約と同様に、18 歳未満のすべての人——女の子、男の子、若い女性、若い男性、その他のジェンダー・アイデンティティの子どもたち——を意味します（子どもの権利条約第 1 条）（以下の「若者」の定義を参照）。

「**ディレクター**」とは、PII の執行理事(Executive Director)またはナショナル・ディレクター(National Director)を意味します。

「**直接的な受益者**」とは、プロジェクト活動の対象である人々およびその活動によって即座に影響を受けると**私たちが考える**人々を意味します。その活動がプラン・インターナショナルによって直接遂行されるものか、プラン・インターナショナルに代わって活動しているパートナーまたは組織によって遂行されるものかは問いません。

- 直接的な受益者とは、物品や設備を受け取る個人、および研修、意識啓発、指導、その他の個人的支援などの支援活動を受ける個人を意味します。
- 直接的な受益者は、ある世帯の単一のメンバーである場合もあれば（例えば、栄養に関する研修に参加している母親）、世帯全員の場合もあります（例えば、家族全員が使用する衛生キットやマラリア予防の蚊帳の配布）。

「**危害**」とは、子どもや若者の身体的・心理的・感情的安寧に対する有害作用を意味します。危害は意図的であるか否かに関わらず、虐待や搾取によって引き起こされます。

「マネジャー」とは、職員や関係者の勤務や業務を管理または監督する職責を負っている職員を意味します。

「支援国事務局(National Organisation)」または **NO** とは、PII との間でメンバー契約やライセンス契約を締結した組織を意味します。

「PII」とは、Plan International, Inc.を意味し、その下部組織を通じて運営を行っている場合も含まれます。一般的には、国際本部(international headquarters)、地域統括事務所(regional offices)、連絡事務所(liaison offices)、活動国統括事務所(country offices)などです。

「子どもと若者のセーフガーディング」とは、子どもと若者が、この組織と関わりをもつことにより、誰ひとりとしていかなる形の危害にさらされることのないよう保護すべく、私たちが負う責任ならびに私たちが取り組むべき予防的措置および発生した事案への対応措置を意味します。これには、子どもや若者による私たちや私たちと関係のある組織との関わりや、私たちの活動や支援、運営への参加が安全であるように努めること、または子どもや若者の福祉に関する懸念がある場合や子どもや若者が暴力にさらされている場合、このような事態に適切かつ迅速に対応した行動がとられ、プラン・インターナショナル組織の継続的な学習が確実に行われるように事案の分析がなされるよう努めることが含まれます。

「セーフガーディング——ジェンダーに対応したセーフガーディング」とは、以下のような保護の手法を意味します。

- 女の子や男の子、その他のジェンダー・アイデンティティをもつ人々の安心・安全を守るための具体的なニーズを考える際に、そのジェンダーに十分配慮すること。
- ジェンダーによる偏見や差別に関する問題から生じる、子どもと若者（女の子、男の子、若い女性、若い男性、他のジェンダー・アイデンティティの子どもと若者）の安心・安全を脅かすリスクへの対処法を織り込むこと。
- とくにセーフガーディングのプロセスにおいて、平等と公平、そして最終的には女の子の安全と保護を高めるように、女の子の能力強化（エンパワーメント）を支援し、社会の一員として女の子を取りこぼさないこと。

「職員」とは、プラン・インターナショナル組織のいずれかに勤務し給与を支払われている個人と、別の組織に身を置いているもののプラン・インターナショナルによって報酬を支払われている個人を意味します。

子どもと若者に対する「暴力」とは、子どもまたは若者に対するあらゆる形態の身体的または精神的暴力、傷害または虐待、ネグレクトつまり育児放棄的な対応、精神的虐待または心理的暴力、性的虐待および搾取、嫌がらせ、商業的その他の搾取を含みます。暴力行為は、例えばウェブやソーシャル・メディア、携帯電話等を通して、オンラインで行われることもあります。暴力は、物理的な力または権力の行使を伴う意図的な行為である場合もあれば、子どもや若者に対する暴力を防止するための行為をしないことである場合もあります。暴力とは、子どもと若者の福祉、尊厳、生存、成長に現実的または潜在的な危害をもたらす、または危害をもたらす可能性が高いあらゆる行為を含み、それが個人、グループ、機関、または組織のいずれによりなされるか、作為によるか不作為によるか、意図的であるか否かを問いません。

「訪問者」とは、ジャーナリスト、メディア、研究者、訪問スポンサーおよび著名人など、プラン・インターナショナルの事務所やプログラム実施地域を訪問してプラン・インターナショナル組織を通じて子どもや若者と接触をもつ人を意味します。

「若者」とは、国連の定義と同様に、15歳～24歳の個人——若い女性、若い男性、他のジェンダー・アイデンティティをもつ若い人——を含みます。このグループは、「子ども」から「青年」「大人」の範囲にまで及びますが、若者には、特定の保護の必要性があり、より年少の子どもたちや年長の大人とは別の独特の考慮が必要だと考えられています。

付属文書 1： セーフガーディングに関する行動規範

プラン・インターナショナルは、子どもと若者のために安全な環境を生み出すことに取り組んでいます。すべての職員は、「子どもと若者のセーフガーディングに関するグローバル・ポリシー」の原則を守る義務があります。これに加えて、職員（私たちの人道主義的対応に取り組む人たちを含む）による性的な搾取および虐待は、甚だしい不正行為であり、従って雇用契約終了の理由となります。

そのため、私は以下に同意します。：

- a. プラン・インターナショナルが制定する「子どもと若者のセーフガーディングに関するグローバル・ポリシー」を遵守し、プログラム、プロジェクト、プロセス、イベント、活動に参加する子どもや若者、その家族、コミュニティに対処するに際して、オープンかつ誠実である。
- b. 年齢、性別、ジェンダー、性的指向、国籍、種族的出身、肌の色、人種、言語、宗教的もしくは政治的信条、婚姻歴、心身障がい、身体的もしくは精神的健康状態、家族、社会・経済的もしくは文化的背景、階級、または法律違反の前歴にかかわらず、子どもたちの権利、人格および尊厳を尊重し、子どもや若者にとって最善の利益を考えて子どもや若者に接する。
- c. 自分の行動と活動に伴う潜在的なリスクを意識し、子どもや若者にとってのリスクを最小化するよう適切・確実に行動し、子どもや若者の虐待や搾取を防ぐ環境を作り、維持する。
- d. 私たちが関与している子どもや若者が以下の状態にあるような環境を作るよう努める。
 - i. 年齢、成熟度、能力の発達に応じて、セーフガーディングの意思決定や支援活動や議論への参加ができるよう尊重され、権利を与えられている。
 - ii. 自分たちのセーフガーディングと保護を受ける権利に関して、また懸念がある場合にどうすればよいかに関して、十分な知識をもっている。
- e. 常に、高いプロ意識に基づいて行動し、子どもや若者に肯定的な手本を提供する。
- f. 児童労働に関連する国際基準や当該国の法律を遵守し、家庭内労働やその他の労働が、子どもや若者の年齢または発育力に見合った教育や娯楽活動にあてるべき時間を阻害したり、彼らを傷害、搾取もしくは暴力の重大なリスクにさらすような、不適切、搾取的、または危害を及ぼすものである場合、18歳未満の子どもや若者を使わない。また、いかなる年齢でも私たちとともに活動する子どもや若者を家庭内労働やその他の労働に使ってはならない。
- g. プラン・インターナショナルに関係する子どもや若者のプライバシーと秘密を尊重する。これは次のことを意味する。
 - 現在プラン・インターナショナルの活動にかかわっている、または過去にプラン・インターナショナルの活動にかかわった子どもやその家族²から、個人の連絡先（電子メール、電話番号、ソーシャル・メディアの連絡先、住所、ウェブカメラ、スカイプその他のものを含む）を聞き出そうとしたり、このような情報を受け取ったりしてはならない。自分の連絡先をそのような子どもまたはその家族に教えてはならない。ただし、プラン・インターナショナルによって明確な権限を与えられている場合、またはプラン・インターナショナルの活動のために行われる場合は例外とする³。
 - プラン・インターナショナルのポリシーおよび手続きに従い、かつプラン・インターナショナルの明示の同意の下で開示する場合を除き、いかなる媒体を通じて、チャイルドたちまたはその家族を特定できる情報を開示したり、このような開示に手を貸したりしてはいけない。媒体には、書面、写真およびソーシャル・メディアが含まれる⁴。

² チャイルドが18歳に達してスポンサーシップを卒業した後も、スポンサーとの交流を望んだ場合は、プラン・インターナショナル・スポンサーシップガイドラインに沿った手続きを踏まなくてはなりません。

³ その際は、プラン・インターナショナルは該当する子どもや若者から適切にインフォームド・コンセントを取ります。

⁴ その際は、プラン・インターナショナルは該当する子どもや若者から適切にインフォームド・コンセントを取ります。

- プラン・インターナショナルの活動に関係している子どもや若者、または家族とは、その活動がプラン・インターナショナル職員の監督下でない場合は、接触を図ってはならない。接触には、訪問に限らず、ソーシャル・メディア、電子メールおよび手紙によるあらゆる形態の連絡も含まれる。
- 公式訪問中、またはプラン・インターナショナルとの現地訪問中、個人的な利用のために、プラン・インターナショナルに関連する子どもや若者の写真を撮りたい場合は、常に次のことを守る。
 - 常に、予めプラン・インターナショナルの現地事務所と相談して、現地の状況に照らした場合に写真撮影が問題ないこと、およびその写真の使用目的がプラン・インターナショナルのポリシーに抵触しないことを確認すること。
 - 子どもや若者（幼い子どもの場合は、親や保護者）に、撮影の具体的な目的や使用目的（どこでどう使うかなど）を知らせて、許可を取ること。撮影を断ったことによるマイナスの影響は決してないということを明らかにして、ノーという意思決定を尊重すること。
 - 映像は敬意を表すものにし、子どもや若者たちの尊厳やプライバシーにマイナスの影響を及ぼすことがないようにすること。
 - 映像の使用によって子どもや若者、彼らの住む場所が特定される危険性がないようにすること。
 - プラン・インターナショナルに関連する子どもや若者の映像は、プラン・インターナショナルによる完全かつ明確な同意なしには決してプラン・インターナショナル外のソーシャル・メディアにアップロードしないこと⁵。
- h. 子どもや若者に対する実際の虐待、または虐待の可能性についての懸念、疑い、事案、申し立ては、関係する現地事務所の適切な手続きに従って報告を行い、それに対処する。
- i. 子どもや若者への虐待に関する懸念または申し立てに対するプラン・インターナショナルの調査には、全面的かつ秘密裏に協力する。
- j. プラン・インターナショナルが関与する前に起こった、あるいは関与している間に起こった、子どもや若者の搾取や虐待に関する告発、事実の確定その他の結果はすべて即座に開示する。

私は以下のことをしません。：

- a. 例えば、女性性器切除、強制的な結婚や早すぎる結婚などの有害な伝統的習慣などを通じて、子どもや若者を虐待または搾取したり、子どもや若者を危害の及ぶリスクにさらすような振る舞いをしたりすること。
- b. その地域における許容年齢の如何にかかわらず、18歳未満の子どもや若者と、いかなる形態であっても性的行為にかかわったり肉体・性的関係に及んだりすること。18歳未満であると認識していなかったということは抗弁にはならない⁶。
- c. プラン・インターナショナルの直接的な受益者である18歳から24歳の若者と性的関係に及ぶこと。こういった行為はプラン・インターナショナルの活動の信用と尊厳を損なうものであり、本質的に不平等な力関係に基づいたものだからである⁷。
- d. 子どもや若者に対して体罰を行ったり、いかなる種類であっても物理的な力を行使したりすること。
- e. 性的な接待やその他の形態の屈辱的または搾取的な、自尊心を傷つける行為など、金品や雇用と性的サービスの交換を含むいかなる形態の性的活動であっても、それに若者を引き込むこと。受益者のために提供する援助との交換も含む⁸。

⁵ その際は、プラン・インターナショナルは該当する子どもや若者、親や保護者等から適切にインフォームド・コンセントを取ります。

⁶ ST/SGB/2003/13: UN Secretary-General's Bulletin on Special measures for protection from sexual exploitation and sexual abuse, 2003（プラン・インターナショナルによって承認済み）

⁷ 私たちの活動コミュニティに暮らしているワーカーやボランティアが、18歳以上の受益者と関係を発展させる可能性があることは私たちが認識していますが、その関係がコミュニティ内で受け入れられるものであっても私たちの行動規範には反しません。私たちの活動地域のワーカーやボランティアは、18歳以上の受益者と自分との間で、持っているまたは持とうとしている関係について自分の上司などに報告することが期待されます。

⁸ ST/SGB/2003/13: UN Secretary-Generals Bulletin on Special measures for protection from sexual exploitation and sexual abuse, 2003（プラン・インターナショナルによって承認済み）

- f. 子どもや若者に対して、不適切、攻撃的、虐待的、性的に挑発的、屈辱的または文化的に不適切な形で言語を用いたり振る舞ったりすること。
- g. 不適切または文化的に無神経な方法で子どもや若者を撫でまわしたり、抱いたり、キスやハグをしたり、触ったりすること。
- h. プラン・インターナショナルの活動に関連して接触している子どもや若者を、自分の家や、他の個人宅や宿泊施設に宿泊させること。
- i. プラン・インターナショナルの活動に関連して接触している子どもや若者と同じ部屋またはベッドで眠ること。付き添いのいない子どもや若者の近くで眠る必要がある場合は、必ず別の大人がそこに居合わせており、許可された手続きに従ったものであるようにする。
- j. プラン・インターナショナルの活動に関連して接触している子どもや若者の彼らが自分でできることに関わること（例えば、子どもや若者をトイレに連れて行く、衣服の着脱を手伝うなど）をすること。
- k. 他の人たちと離れて、プラン・インターナショナルの活動に関連して接触している子どもや若者と二人だけで過ごすこと。いつも必ず別の大人がいっしょにいるようにし、その子どもや若者とは、他の人々がまわりにおいて他の人々からよく見えるような、オープンな共用スペースにいるようにする。
- l. 子どもや若者を叩いたり、暴行したり、肉体的に虐待したりすること。
- m. 子どもや若者に恥ずかしい思いをさせたり、屈辱を与えたり、見下したり、体面を傷つけたりするように行動すること。または、いかなる形態であっても精神的虐待を行うこと。
- n. 特定の子どもや若者に対して、彼らやその他の人々が不利益を被るほどに差別したり、または好意を示したり、優遇したりすること。
- o. 子どもや若者に対して、多少なりとも搾取的または虐待的だとみなされる関係、またはそう解釈される可能性のあるような関係を築いたり、そのような慣行を行ったり、そのような行為をしたりすること。
- p. 子どもや若者の違法行為、または安全でない行為、または虐待的な行為を容認したり、それに加わったりすること。
- q. コンピューターや携帯電話、ビデオ、デジタル・カメラなどの媒体を用いて、子どもや若者を搾取したり、悩ませたり、いじめたりすること。
- r. コンピューターや携帯電話、ビデオ、デジタル・カメラなどの電子機器を用いて、子どもや若者のポルノ写真、とくに虐待の映像にアクセスしたり、そういった映像の視聴、作成、ダウンロード、配信をしたりすること。

上記のリストはすべてを網羅したものではなく、職員、関係者、訪問者は、子どもと若者の権利とセーフガーディングを危うくする可能性のある関連行動をすべて検討しなければなりません。

プラン・インターナショナルの業務外または関与外における個人的行為

私たちは、職員、関係者、および訪問者の個人的生活における信念や価値観には干渉しません。しかし、彼らがプラン・インターナショナルの業務時間外に本ポリシーと矛盾するように見える行動を取った場合は、本ポリシーの違反とみなされます。

プラン・インターナショナルの職員、関係者および訪問者は、プラン・インターナショナルの業務時間の内外において、子どもと若者のセーフガーディングのグローバル・ポリシーの原則を遵守する必要があります。

付属文書 2：実際にセーフガーディングを実施するためのガイドライン

このガイドラインは、プラン・インターナショナル組織と協力して子どもや若者に関するプラン・インターナショナルのプログラムを実行する第三者組織（以下「組織」という）に適用される、子どもと若者のセーフガーディングに関する要件をまとめたものです。

このガイドラインはとくに、子どもや若者と接触をもったり、子どもや若者とともに活動したり、そのプロジェクトやプログラム、プロセス、活動、広報、啓発活動が子どもと若者に影響を及ぼすと判断される組織に適用されます。プラン・インターナショナル組織から資金提供を受けている組織は、各々の活動の性質や子どもや若者にあたえるリスクに鑑みて、これらのガイドラインに基づいて行動することが望まれます。

このガイドラインは、子どもと若者の権利を、それが損なわれることがないよう支援し尊重することと、プラン・インターナショナル組織の資金によるすべてのプログラムに関与する子どもと若者に、安全で守られた環境を提供することへの私たちの責務を説明するものです。

このガイドラインは、組織が活動をともにするグループに応じて、子どもや若者に関する事項に適切に適用されなければなりません。

- 1. 予防:** 組織は、子どもや若者の安心・安全を脅かすリスク要因に対処し、虐待や搾取が起これないうちにそれを防ぐために、適切な措置をとらなければなりません。予防措置には、組織のセーフガーディングのポリシー、行動規範、関連する手続き、組織の運営・活動・支援に関する保護リスクの管理、「子どもと若者にやさしい」セーフガーディングの情報・資源の創出・推進などが含まれなければなりません。
- 2. 行動規範:** 各組織は、その職員が、その組織の活動や運営、プログラムにおいて、子どもや若者の安全と保護を危うくするいかなる振る舞いや行動も避けるようにすることを求められます。また、直接的に子どもや若者とともに活動する、または子どもや若者の間の直接的な接触を含むプログラムや活動では、子どもや若者が互いに対してとるべき望ましく是認される行動を示すガイダンスを策定しなければなりません。また、そのガイダンスはポリシーや行動規範などに落とし込まれなければなりません。
- 3. ジェンダー平等と非差別:** 組織は、子どもや若者のセーフガーディングに関するあらゆるポリシーや手続きに、ジェンダー平等と非差別の要件を反映しなければなりません。女の子、男の子、若い女性、若い男性、さまざまなジェンダー・アイデンティティをもつ子どもと若者が、彼らの安心・安全を脅かすさまざまなリスクに直面する可能性があることと、すべての子どもと若者は、年齢、性別、ジェンダー、性的指向、国籍、種族的出身、肌の色、人種、言語、宗教的もしくは政治的信条、婚姻歴、心身障がい、身体的もしくは精神的健康状態、家族、社会・経済的もしくは文化的背景、または階級にかかわらず、保護を受ける等しい権利を有することを認識する必要があります。
- 4. 審査手続き:** 子どもや若者と（直接的または間接的に）接触をもつことになる職員すべて（無給のボランティアを含む）を対象とした、きめ細かい審査手続きがなければなりません。審査手続きは可能ならば、それぞれの国で受けられ、定期的に更新されなければなりません。審査手続きには、犯罪経歴証明書、警察への身元照会またはそれに相当するもの、応募者が子どもへの加害者の国内登録に記載されていないことの検証、きめ細かい応募と面接のプロセス、応募者が子どもや若者と活動するのに適任であることを裏付ける身元照会などが含まれるものとすることができます。
- 5. 認識:** 組織は、子どもや若者のプログラムに関与するすべての職員、再委託先、コンサルタントまたは提携組織が、セーフガーディングに関するリスク、ポリシーと手続き、セーフガーディングに関する自分たちの責任を必ず認識しているようにしなければなりません。また、関与している子どもや若者とその親、保護者、または保育者も、どのような行動を期待すべきで、懸念があった場合にはどのように報告するべきかがわかるように、同じことを知らされていなければなりません。
- 6. 能力開発:** 組織は、とくにセーフガーディングの懸念が、異なるジェンダー・アイデンティティやその他のアイデンティティに関するものである場合、それらの懸念を適切に防ぎ、見つけ出し、

報告し、それに対処するために、子どもや若者とともにはまたは子どもと若者のために活動するすべての人の能力を開発しなければなりません。組織のポリシーやその実施が、すべての職員やボランティアやその他の関係者を対象とした必須のオリエンテーションや継続的な研修を通じて、確実に理解され、効果的に実施され得るように努力しなければなりません。

7. **子どもと若者の参加:** 子どもや若者は、能力の発達に従って、セーフガーディングの措置の策定に、積極的、倫理的かつ有意義な形で関与しなければなりません。子どもや若者は、単に懸念の対象として扱われるのではなく、自身の意見をもった個々の人として耳を傾けられ、重要視される対象として扱われなければなりません。
8. **子どもや若者および職員のための報告の仕組み:** 子どもや若者の安心・安全を脅かす懸念を、安全に報告できる仕組みが確立されなければなりません。そのような仕組みによって、その組織において懸念が適切に上申され、適切な機関に委ねられることで機密が保持されるようにしなければなりません。さらに、子どもと若者の報告の仕組みは、利用しやすく、使い勝手がよく、子どもや若者の種々のニーズに敏感なものでなければなりません。
9. **対応と追跡調査:** 組織のポリシーと手続きには、セーフガーディングの懸念が起こったときに子どもと若者を支援・保護するための適切な措置が含まれていなければなりません。懸念に対処するためにとられるすべての措置は、子どもや若者にとって最善の利益を考慮に入れ、異なるジェンダー・アイデンティティやその他のアイデンティティに対して敏感なものであり、彼らの安全と保護が確保されるようにしなければなりません。対応措置は、適切なリスク評価がなされ、その組織によってとられるいかなる行動も、その結果としてさらなる危害が子どもや若者に及ぶことが決してないよう努めるものでなければなりません。

懸念は詳しく記録され、その組織のプライバシーおよび機密保持のポリシーやその国の法律に従って、情報は守られなければなりません。また、組織のプロセスとして、対応の評価と組織の後学のための追跡調査を確実に行わなければなりません。

また組織は、子どもや若者への虐待の申し立てはいかなるものでも、プラン・インターナショナルとの活動協定に従って、プラン・インターナショナルに報告しなければなりません。

10. **実施、監視および精査:** 各組織の子どもと若者のセーフガーディングに関するポリシーの実施と監視は、その組織によって決められた一定の間隔で（できれば 3 年ごとに）精査されなければなりません。
11. **組織職員の制裁および懲罰:** 組織のポリシーおよび手続きは、子どもと若者がさらに危害を受ける可能性から確実に守られるよう、適切な制裁・懲罰措置を規定しなければなりません。これには、申し立ての追跡調査が行われ、その申し立てが実証されるか、間違いであることが証明されるまで職員を即座に停職にするものとすることができます。職員による子どもや若者の虐待が確定した場合には、その職員は現在の職から即座に解雇されます。
12. **インフォームド・コンセント:** 組織は、子どもや若者（およびその親や、当てはまる場合には法定後見人）に対し、子どもや若者の声の録音やビデオまたは写真撮影など、プログラムや活動への参加に関して情報に基づいた意思決定をするために必要な詳細情報（関連するリスクについての情報など）を、（これらがどこでどのように使用されるかを含めて）すべて提供しなければなりません。これらの者の参加や情報および映像の使用は、かかる同意が得られた後に行われなければなりません。
13. **個人情報の保護:** いかなる子どもや若者に関する個人情報も、その情報が子どもや若者の関与するプログラムの一部として得られたものであろうとそうでなかろうと、秘密裏に扱われなければなりません。適切な権限付与によってそのようなデータを評価・利用するために、組織内の責任を示す明確な手続きがなければなりません。また、そのようなデータは、その組織のポリシーに従っている場合や、適用されるその国の法律によって求められている場合を除いて、いかなる第三者にも開示されてはなりません。個人情報には、子どもや若者の特定につながり得る、または特定に使われ得る情報が含まれますが、これに限定されるわけではありません。
14. **提携組織との協力:** 組織は、第三者との提携活動を行う場合、その適正評価の一環として、セーフガーディングについても十分な評価が確実に行われるようにしなければなりません。子どもとともに活動する契約を締結したまたはかかる活動のために支援を受けている第三者組織は、その組織のポリシーで規定されていると同様のセーフガーディングの原則と取り組みに従わなければなりません。子どもたちと直接的または間接的に接触をもつ役務提供者、納入業者、その他の契約者も、適切なセーフガーディングの措置に従わなければなりません。